

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市不動産評価委員会規則

第5条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を削る。

第1条の見出しを「(招集及び議事)」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「会議」を「、会議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「京都市不動産評価委員会(以下「委員会」という。)」の「」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

第1条に次の1項を加える。

5 委員会は、必要があると認めるときは、適当と認める者の意見を聴き、又は実地について調査することができる。

第1条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市不動産評価委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、市長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市不動産評価委員会規則第2条第2項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例に基づく京都市不動産評価委員会の委員長又はその職務を代理する委員であった者は、それぞれこの規則の施行の日に京都市不動産評価委員会の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

(行財政局財政部財産活用促進課)